



島根県報

平成26年3月28日（金）

号外第40号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県青少年の健全な育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

（青少年家庭課） 2

公布された条例等のあらまし

◇島根県青少年の健全な育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第36号）

1 規則の概要

組織改正に伴い、立入調査等を行う職員を指定する範囲について改正することとした。（第10条関係）

2 施行期日

平成26年 4 月 1 日から施行することとした。

規 則

島根県青少年の健全な育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3 月 28 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第36号

島根県青少年の健全な育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

島根県青少年の健全な育成に関する条例施行規則（昭和40年島根県規則第30号）の一部を次のように改正する。

第10条第 3 号中「義務教育課」を「教育指導課」に改める。

附 則

この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。